

小規模事業者持続化補助金

一般型 小規模事業者が販路開拓等に取り組む費用の一部を補助する制度です。

【対象者】	小規模事業者等
【補助率】	補助対象経費の2/3以内
【補助上限】	50万円 *創業者の特例に該当すれば、上限100万円に引上げ。
【申請期限】	第3回：令和2年10月2日(金) [締切日当日消印有効] 第4回：令和3年2月5日(金) [締切日当日消印有効]

※応募申請に関する詳細などは、小規模事業者持続化補助金(一般型)の特設サイト (<https://r1.jizokukahojokin.info/>) をご覧ください。



【一般型】
特設サイト

コロナ特別対応型 小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援する制度です。

【対象者】	小規模事業者等 *補助対象経費の6分の1以上が、以下の要件に合致する投資を行う小規模事業者等 A類型：サプライチェーンの毀損への対応 B類型：非対面型ビジネスモデルへの転換 C類型：テレワーク環境の整備
【補助率】	A類型のみの申請の場合・・・補助率2/3以内 B,C類型単体、A類型とB,Cを組み合わせて申請する場合・・・補助率3/4以内
【補助上限】	100万円
【申請期限】	第3回：令和2年8月7日(金)【必着】 第4回：令和2年10月2日(金)【必着】

※応募申請に関する詳細などは、小規模事業者持続化補助金(コロナ特別対応型)の特設サイト (<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>) をご覧ください。



【コロナ型】
特設サイト

事業再開枠 小規模事業者持続化補助金に採択された方が事業再開に向けて新型コロナウイルス対策にかかった費用を上乗せ申請できる制度です。

【対象者】	小規模事業者持続化補助金(一般型・コロナ特別対応型)の採択者
【補助率】	定額補助(10/10)
【補助上限】	50万円 *特例事業者に該当すれば、上限を50万円上乗せ可能。(※注1) *ただし、採択された型(一般型又はコロナ特別対応型)の交付決定額を超えない範囲とします。
【対象経費】	業種別ガイドライン等に沿った新型コロナウイルス感染防止対策の経費(例：消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用、その他の衛生管理費用等)など

※詳細については、小規模事業者持続化補助金(一般型・コロナ特別対応型)の上記の特設サイトをご覧ください。

(※注1) 特例事業者とは、[屋内運動施設・バー・カラオケ・ライブハウス・接待を伴う飲食店]のいずれかに該当する施設で事業を実施する事業者であって、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設です。各指定ガイドラインの詳細は <https://corona.go.jp/> を参照)

*上乗せ分の50万円は、事業再開枠か採択された型分(一般型又はコロナ特別対応型)に配分可能です。